

特別医療法人について

しない場合は、必要に応じ、法第六十四条第一項及び第二項、法第六十四条の二並びに法第六十六条の規定を適用することができるものであること。

第四 その他

- 1 特別医療法人の定款例及び寄附行為例について 特別医療法人の定款例及び寄附行為例を別紙のとおり定めることとしたこと。
- 2 税務当局への届出について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更がなされたときは、当該特別医療法人は、設立の日又は定款等の変更がなされた日以後二月以内に、都道府県知事（厚生大臣）の設立認可書又は定款変更認可書に定款等の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

3 特別医療法人に対する財産の提供について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更に伴い、特別医療法人に対して財産の贈与又は遺贈があった場合に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十条第一項後段の規定に基づき国税庁長官の承認を受けようとする者は、当該贈与又は遺贈があった日から三か月以内に、納税地の所轄税務署を経由して承認申請書等を提出する必要があること。

この場合において、特別医療法人の設立の場合にあつては、特別医療法人を設立するために設けられた設立準備委員会又は発起人会において、法人の設立登記の日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈に

ついて、特別医療法人とするための定款等の変更の場合にあつては、当該法人の理事会等権限ある機関において、定款等の変更認可がなされた日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈について、国税庁長官の承認を受けるものとする。

別添1〜4 略

〔別紙〕

特別医療法人の定款例―I

医療法人〇〇会定款

第一章 名称及び事務所

第一条 本社は、医療法人〇〇会と称する。

第二条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 本社は、病院及び診療所（並びに老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第四条 本社の開設する病院及び診療所（並びに老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (一) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇(村)
- (二) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇(村)
- (三) 〇〇園 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇(村)

第五条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに老人保健施設）を営むほか、医療法第四十二条第一項の規定により、次の業務を行う。

- (一) 〇〇看護婦養成所の設置・経営
 - (二) 〇〇訪問看護ステーションの設置・経営
- 第六条 本社は、第四条及び前条に掲げる業務のほか、医療法第四十二条第二項の規定により、次の収益業務を行う。
- (一) 〇〇病院前駐車場の経営
 - (二) 〇〇特別養護老人ホームへの給食の提供

第三章 社員

第七条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の三分の一以下としなければならない。

第八条 本社の社員にならうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第九条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- 一 除名
- 二 死亡
- 三 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第十条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第十一条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員が資格を失った後も同様とする。

第四章 役員

第十二条 本社の役員を置く。

- (1) 理事 六名以上〇名以内
- うち理事長一名

常務理事〇名

(2) 監事 二名以上

2 理事及び監事は、社員総会において本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第十三条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 本社の開設する病院及び診療所（並びに老人保健施設）の管理者は、必ず、理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生大臣）の認可を受けた場合はこの限りではない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本社の役員を選任するにあたっては、理事は六名を、監事は二名をそれぞれ下ることがあってはならない。

5 理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の三分の一を超えて含まれてはならない。

6 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第十四条 理事長のみが本社を代表する。

2 理事長は本社の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本社の常務を処理する。

5 監事は、民法第五十九条に規定する職務を行う。

第十五条 役員は二年とする。ただし、再任を

妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第十五条の二 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

第五章 評議員

第十六条 本会社に評議員二名以上〇〇名以内を置く。

第十七条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員現在数が理事現在数の二倍の数を下ることがあってはならない。

3 評議員のうちには、役員は一人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の三分の一を超えて含まれてはならない。

4 評議員は理事又は監事を兼ねることができない。

5 評議員には第十五条の二の規定を準用する。この場合において、その規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第十八条 評議員の任期は二年とし、新任又は補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第十九条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じ意見を述べ得るものとする。

第六章 会議

第二十条 本社の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。

第二十一条 定時会議は、毎年二回、三月及び五月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要ときに開催する。

第二十二条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の三分の一以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあり、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第二十三条 社員総会及び評議員会は、社員現在数及び評議員現在数の二分の一以上の者が、理事は、理事現在数の三分の二以上の者が、それぞれ出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及びその会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

第二十四条 次の表の上欄に掲げる事項は、それぞれ下欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならぬ。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年三月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年三月
3 前年度の事業報告及び決算の決定	毎年五月
4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年五月

特別医療法人について

5	定款の変更	随時
6	基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）	
7	事業計画及び収支予算の重大な変更	
8	社員の入社、退社及び除名	
9	理事、監事の選任、辞任の承認	
10	本社団の解散及び合併	
11	定款第五条及び第六条に関する事項	
12	重要な契約の締結等理事長が必要と認め付議する事項	

2 前項の会議の議事は、別段の定めのあるものほかは、社員の二分の一以上が出席し、その二分の一以上の賛成による承認を受けねばならない。

第二十五条 次の表の上欄に掲げる事項は、それぞれ下欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならぬ。

1	翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年三月
2	翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年三月
3	前年度の事業報告及び決算の決定	毎年五月
4	前年度剰余金又は損失金の処理	毎年五月
5	定款の変更	随時
6	基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）	
7	事業計画及び収支予算の重大な変更	
8	本社団の解散及び合併	
9	定款第五条及び第六条に関する事項	
10	重要な契約の締結等理事長が必要と認め付議する事項	

2 前項の会議の議事は、評議員現在数の二分の一以上の同意を得なければならぬ。

第二十六条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも五日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。

2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によつてあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第二十七条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、一個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第二十八条 第二十四条第一項の表の上欄に掲げる事項は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事現在数の過半数で決する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二十九条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
 - (2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数
 - (3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議案の件名
 - (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において

選出された議事録署名人二名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第三十条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第七章 資産及び会計

第三十一条 本社団の資産は次のとおりとする。

- (1) 本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本社団に寄附された財産
- (3) 本社団の資産から生ずる果実
- (4) 本社団の事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第三十二条 本社団の資産のうち、次にかかげる財産を基本財産とする。

- (一) ……
 - (二) ……
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経、〇〇県知事（厚生大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第三十三条 本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これ本社団の経費を支弁する。

第三十四条 本社団の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によつて、理事長が管理する。

第三十五条 資産のうち現金は、郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は國公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものと